

第513回岡山地方最低賃金審議会の開催について

下記のとおり、審議会開始前及び審議中（各下記3の場面のみ）に撮影の時間を設けません。希望される報道関係の方は、下記4によりお申し込みください。

記

1 日時 令和7年7月11日（金）15時00分～16時30分（予定）

2 場所 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 2階

3 撮影許可

- (1) 審議会開始時刻の5分程前から、頭撮り
- (2) 審議中、岡山労働局長から審議会会長への諮問文手交の際の撮影

4 申し込み方法

電子メールにて、上記3(1)又は(2)（両方も可）の撮影希望の旨を記載の上、氏名（ふりがな）・勤務先または所属団体、電話番号・メールアドレスを明記して申し込みください。なお、申し込み多数の場合には人数の調整を行いますので、あらかじめご了承ください。

お申込み締切りは 令和7年7月9日（水）17時15分（必着）です。

申込み先 〒700-8611

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

岡山労働局労働基準部賃金室 宛 TEL 086(225)2014

メールアドレス chinginshitsu-okayamakyoku@mhlw.go.jp

5 その他

当日は、審議会開始10分前までにお越しください。審議会開始後の入室は認められませんのでご注意ください。

事務局が指定した場所以外での撮影はできません。

その他、会長と事務局職員の指示に従ってください。

岡山県最低賃金の改正に関する流れ（抜粋）

